

第3章 所有者の変更登録

「所有者の変更登録」では、マイクロチップの識別番号に登録された飼い主の情報を変更します。ペットショップやブリーダーから犬や猫を購入した場合、あるいは他の人から犬や猫を譲り受けた場合などにこの手続きを行ってください。

- 所有者の変更登録には、手数料が 300 円かかります。

事前に準備していただくもの

- マイクロチップの識別番号と暗証記号
- 決済のためのクレジットカードまたは PayPay コード

- 「マイクロチップの識別番号」と「暗証記号」は、購入した際または譲り受けた際に入手している「登録証明書」に記載されています。

様式第24号 (第21条の7第3項関係)
第0006797666号

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第1項の登録をする。
よってこの証明書を交付する。

環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会

登録日: 2022年 5月 23日

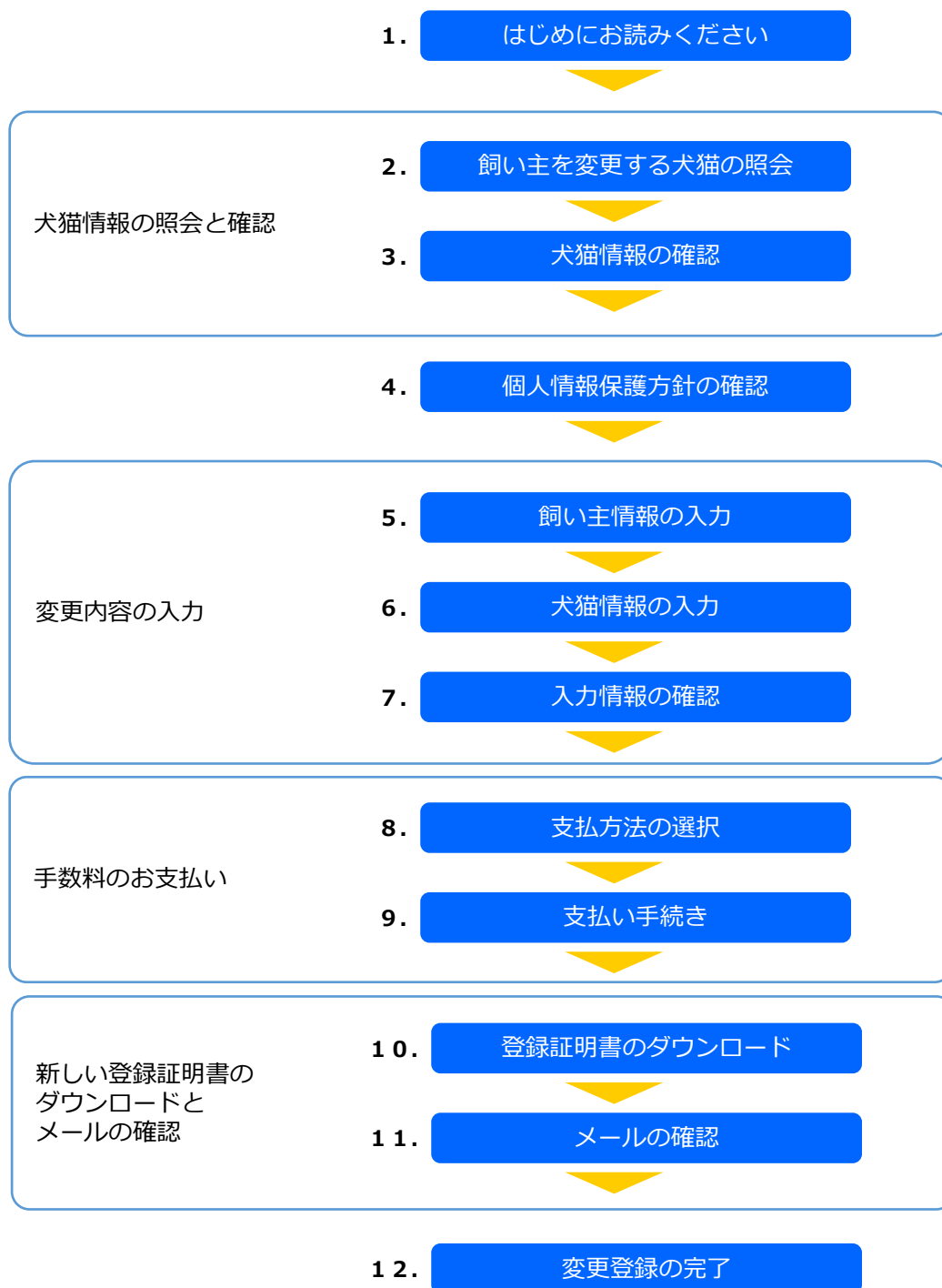
01. 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	392142000200015
02. 暗証記号	SYPkEhLnL8
03. 犬又は猫の種	<input checked="" type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
04. 犬又は猫の品種	アイリッシュ・セッター
05. 犬又は猫の毛色	薄茶
06. 犬又は猫の生年月日	2020年 1月 3日
07. 犬又は猫の性別	<input checked="" type="checkbox"/> 雄(オス) <input type="checkbox"/> 雌(メス)

本登録証明書は、今後の申請や届出の際に必要となりますので、お手元で大切に保管してください。
登録内容の更新は、こちらより行ってください。

<https://reg.mc.env.go.jp/>

犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会
TEL: 03-6384-5320
Email: info@mc.env.go.jp

「所有者の変更登録」の手続きの流れ



1. 「はじめにお読みください」の内容を確認し、[飼い主を変更する犬猫の照会へ] をクリックします。

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく
 犬と猫のマイクロチップ情報登録

マイクロチップ情報登録制度 指定登録機関について ダウンロード よくある質問 お知らせ お問い合わせ

ホーム > 犬や猫の飼い主の手続一覧 > 所有者の変更登録

所有者の変更登録

はじめにお読みください

マイクロチップが装着・登録された犬や猫を、ペットショップやブリーダーなどから購入した場合や譲り受けた場合は、30日以内に飼い主の変更を行ってください。

登録完了後に交付される「登録証明書」は、今後の手続の際に必要です。また、犬や猫を譲渡するときは、登録証明書も併せて譲渡する必要があります。大切に保管してください。

対象者

マイクロチップが装着・登録された犬や猫を「登録証明書」とともに譲り受けた飼い主
 ※ 登録証明書がない場合、前の所有者（ペットショップやブリーダーなど）から入手してください。

事前にご準備いただくもの

- マイクロチップの識別番号
- 暗証記号

上記はどちらも登録証明書に記載されています。（サンプル画像に赤枠で囲んだ箇所）

登録証明書 (サンプル)
 ※クリックで拡大

手数料

変更の手数料：300円/件
 お支払方法：クレジットカード決済又はコード決済

クレジットカード決済について

ご利用可能なクレジットカードの種類：Visa/Mastercard/JCB/American Express/Diners Club
 クレジットカード情報の取扱いについては、こちらをご確認ください。

コード決済について

ご利用可能なコード決済サービス：PayPay

手数料・領収書について

- 手数料は非課税です。
- 領収書の発行は行っていません。

注意事項

- 登録証明書は、ダウンロードおよびメール送信での発行となります。
- 登録が完了したら、入力していただいた電子メールアドレス宛にメールを送信します。メールの受信制限をされている方は、「system-mail@mc.env.go.jp」からのメールを受信できるよう、あらかじめ設定を行ってください。
- 電子メールアドレス宛に、約1MBの登録証明書を送信します。アドレスを入力する前に、メールの受信容量制限をご確認ください。
- 当サイトでは、PDFドキュメントを使用しています。PDFドキュメントをご覧いただくためには、Acrobat Readerなどの閲覧ソフトが必要です。

Adobe Acrobat Reader DC (無料) をダウンロード

< 手続一覧へ戻る

飼い主を変更する犬猫の照会へ

TOP

利用規約 ウェブアクセシビリティ 個人情報保護方針 Copyright © 2022 Japan Veterinary Medical Association. All Rights Reserved.

「飼い主を変更する犬猫の照会」が表示されます。(⇒ 次のページへ)

2. 「マイクロチップの識別番号」および「暗証記号」を入力し、[犬猫情報の確認へ] をクリックします。

「犬猫情報の確認」が表示されます。(⇒ 次のページへ)

3. 内容に間違いがないことを確認し、[個人情報保護方針の確認へ] をクリックします。

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく
犬と猫のマイクロチップ情報登録

マイクロチップ情報登録制度 指定登録機関について ダウンロード よくある質問 お知らせ お問い合わせ

ホーム > 犬や猫の飼い主の手続一覧 > 所有者の変更登録

所有者の変更登録

- 1 入力
- 2 確認
- 3 支払
- 4 送付済以
- 5 完了

犬猫情報の確認

飼い主を変更する犬猫の情報であることを確認の上、[個人情報保護方針の確認へ]を押してください。

マイクロチップの識別番号	392 146 000 028 110
犬猫情報	
動物の種類	犬
品種	柴犬
毛色	褐色
生年月日	2022年12月1日
性別	メス

< 戻る

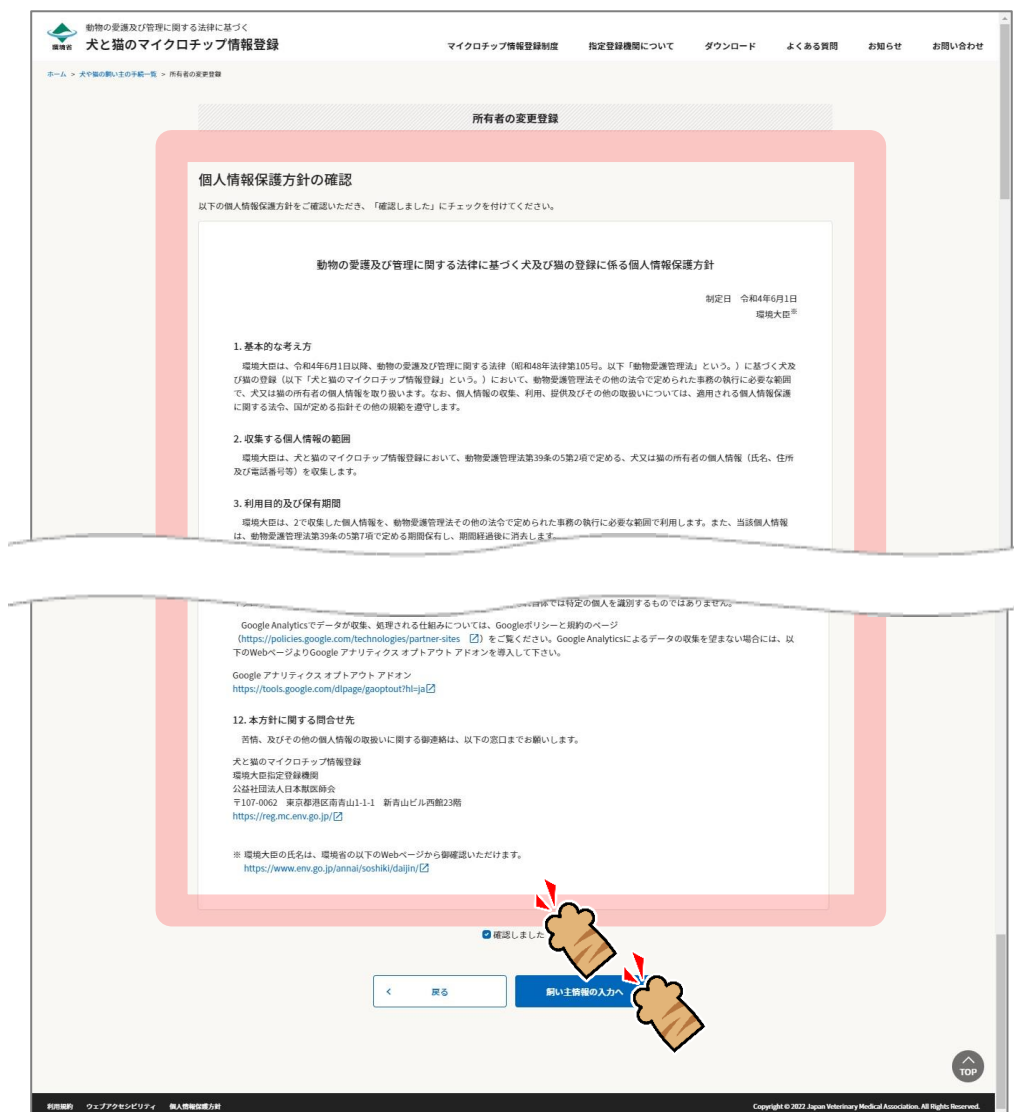
個人情報保護方針の確認へ

TOP

利用規約 ウェブアクセシビリティ 個人情報保護方針 Copyright © 2022 Japan Veterinary Medical Association. All Rights Reserved.

「個人情報保護方針の確認」が表示されます。(⇒ 次のページへ)

4. 内容を確認して「確認しました」にチェックをつけ、[飼い主情報の入力へ] をクリックします。



「飼い主情報の入力」が表示されます。(⇒ 次のページへ)

5. 氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の各項目を入力し、[犬猫情報の入力へ] をクリックします。

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく
犬と猫のマイクロチップ情報登録

マイクロチップ情報登録制度 指定登録機関について ダウンロード よくある質問 お知らせ お問い合わせ

ホーム > 犬や猫の飼い主の手続一覧 > 所有者の変更登録

所有者の変更登録

1 入力 2 確認 3 支払 4 証明書類 5 完了

飼い主情報の入力

新たに犬猫の飼い主になった方の情報を入力し、[犬猫情報の入力へ]を押してください。

個人又は法人 **必須** 個人 法人（動物取扱業を除く）

氏名 **必須** 姓（14文字以内） 名（14文字以内）
日本 太郎

氏名（フリガナ） **必須** セイ（14文字以内） メイ（14文字以内）
ニッポン タロウ

住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地） **必須** 郵便番号（数字7桁、ハイフンあり）
107-0062 [住所検索](#)
都道府県
東京都
市区町村
港区南青山
丁目以降・建物名
1丁目1-1 新青山ビル2 3階

電話番号 **必須** 電話番号はどちらかを必ず入力してください。
電話番号（ハイフンあり）
03-6384-5320
携帯電話番号（ハイフンあり）

電子メールアドレス **必須** 電子メールアドレス
touroku@mc.env.go.jp
電子メールアドレス（確認用）
touroku@mc.env.go.jp

飼い主情報の保存 次回以降も同じ飼い主情報で登録する場合は、チェックを付けてください
本サイトでは、上記のチェックボックスがチェックされた際に、入力された情報を保持する目的のため、WebブラウザのWeb Storage機能を利用します。次回以降も同じ情報で自動的に入力させたい場合は、Web Storage機能の利用に同意の上、ご利用ください。

[戻る](#) [犬猫情報の入力へ](#)

TOP

利用規約 ウェブアクセシビリティ 個人情報保護方針 Copyright © 2022 Japan Veterinary Medical Association. All Rights Reserved.

「犬猫情報の入力」が表示されます。（⇒ 次のページへ）

6. 犬猫の名前、毛色、住所、備考等の各項目を入力し、[入力情報の確認へ] をクリックします。

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく
 東京都 犬と猫のマイクロチップ情報登録

マイクロチップ情報登録制度 指定登録機関について ダウンロード よくある質問 お知らせ お問い合わせ

ホーム > 犬や猫の飼い主の手続一覧 > 所有者の変更登録

所有者の変更登録

1 入力 2 確認 3 支払 4 証明発行 5 完了

犬猫情報の入力

譲り受けた犬猫の情報を入力し、[入力情報の確認へ]を押してください。
 犬の生年月日や性別など、飼い主を変更しても変わらない情報は変更できません。

名前	必須	ジュン
① 犬猫の名前は「登録事項の確認・変更」手続からいつでも変更できます。手数料はかかりません。		
動物の種類		犬
品種	必須	柴犬
毛色	必須	褐色
生年月日		2022年12月1日
性別		メス
動物の所在地	必須	<input checked="" type="checkbox"/> 飼い主と同じ住所 郵便番号(数字7桁、ハイフンあり) 107-0062 住所検索 都道府県 東京都 市区町村 港区南青山 丁目以降・建物名 1丁目1-1 新青山ビル23階
備考(上記以外の犬や猫の特徴、その他の事項がある場合)		200文字以内で記入してください。
鑑札		<input checked="" type="checkbox"/> 市区町村に犬の登録が済んでいる方 登録年月日 2023年 4月 1日 登録番号 第A0000号 ① 月日がわからない場合は「4月1日」として入力してください。 譲渡前に登録された鑑札の情報ではなく、譲渡後に登録した鑑札の情報を入力してください。

< 戻る [入力情報の確認へ]

TOP

利用規約 ウェブアクセシビリティ 個人情報保護方針 Copyright © 2022 Japan Veterinary Medical Association. All Rights Reserved.

- 鑑札については、自治体から鑑札を発行されている場合にチェックを入れます。
 登録年月日と登録番号が分からない場合は、チェックを入れた状態のまま空欄にしてください。(自動的に「不明(鑑札登録済み)」と登録されます。)
 譲渡前ではなく譲渡後に登録した鑑札の情報を入力してください。
 登録情報の月日だけがわからない場合は「4月1日」を入力します。

「入力情報の確認」が表示されます。(⇒ 次のページへ)

7. 入力情報に間違いがないことを確認し、[支払い方法の選択へ] をクリックします。

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく
環境省 **犬と猫のマイクロチップ情報登録**

[マイクロチップ情報登録制度](#)
[指定登録機関について](#)
[ダウンロード](#)
[よくある質問](#)
[お知らせ](#)
[お問い合わせ](#)

[ホーム](#) > [犬や猫の飼い主の手続一覧](#) > [所有者の変更登録](#)

所有者の変更登録

入力情報の確認

以下の内容で、飼い主の情報を変更します。
よろしければ、[支払い方法の選択へ]を押してください。

マイクロチップの識別番号	392 146 000 028 110
飼い主情報 修正する	
個人又は法人	個人
氏名	日本 太郎
氏名 (フリガナ)	ニッポン タロウ
住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)	〒107-0062 東京都 港区南青山 1丁目 1-1 新青山ビル 2 3 階
電話番号	電話番号 : 03-6384-5320 携帯電話番号 :
電子メールアドレス	touroku@mc.env.go.jp
犬猫情報 修正する	
名前	ジュン
動物の種類	犬
品種	柴犬
毛色	褐色
生年月日	2022年12月1日
性別	メス
動物の所在地	飼い主と同じ住所 〒107-0062 東京都 港区南青山 1丁目 1-1 新青山ビル 2 3 階
備考 (上記以外の犬や猫の特徴、その他の事項がある場合)	
鑑札	2023年4月1日 第A0000号

< 戻る

支払い方法

TOP

利用規約 [ウェブアクセシビリティ](#) [個人情報保護方針](#) Copyright © 2022 Japan Veterinary Medical Association. All Rights Reserved.

「支払い方法の選択」が表示されます。(⇒ 次のページへ)

12

8. 「クレジットカード決済」または「コード決済」のどちらかを選択し、[支払い手続へ]をクリックします。

外部サイトに遷移します。

クレジットカード決済を選択した場合は、クレジットカード決済画面（外部サイト）で支払い手続を行います。

コード決済を選択した場合は、コード決済画面（外部サイト）で支払い手続を行います。

外部サイトでの操作方法が分からない場合は、「[第9章 手数料のお支払い](#)」を確認してください。

- PayPay での支払い手続において一時的に真っ白な画面となる場合があります。手続は正常に行われていきますので、画面やブラウザを閉じたり戻したりする操作を行わず、画面が切り替わるまでお待ちください。

(⇒ 次のページへ)

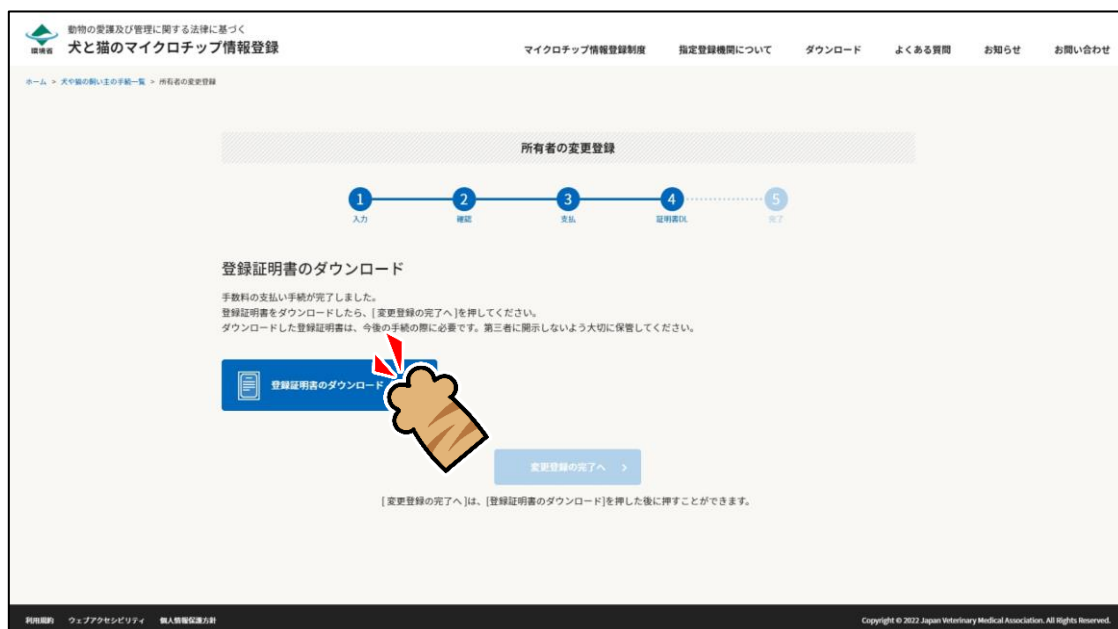
9. 遷移先の指示に従って支払い手続きを完了します。

支払い手続きが完了すると「登録証明書のダウンロード」が表示されます。

10. 「登録証明書のダウンロード」で下記 1) と 2) を行います。

- 1) 「登録証明書のダウンロード (PDF)」をクリックして、「登録証明書」(PDF ファイル) を任意の場所に保存します。

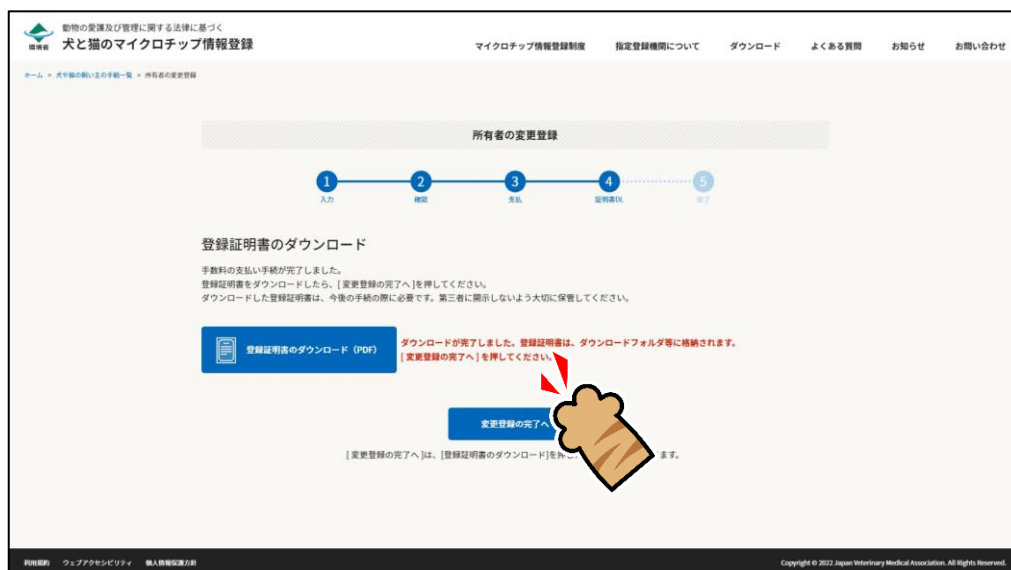
- 登録証明書は住所変更や譲り渡しなどの際、各種申請に必要となりますので、お手元で大切に保管してください。



登録証明書をダウンロードすると [変更登録の完了へ] がクリックできるようになります。

(⇒ 次のページへ)

2) **【変更登録の完了へ】** をクリックします。



「変更登録の完了」が表示され、ご登録いただいた電子メールアドレス宛に、件名が「【犬と猫のマイクロチップ情報登録】」で始まるメールが届きます。(⇒ 次のページへ)

狂犬病予防法の特例に参加している市区町村の場合

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく
犬と猫のマイクロチップ情報登録

マイクロチップ情報登録制度 指定登録機関について ダウンロード よくある質問 お知らせ お問い合わせ

ホーム > 犬や猫の飼い主の手続一覧 > 所有者の変更登録

所有者の変更登録

1 入力 2 確認 3 支払 4 証明書印刷 5 完了

変更登録の完了

所有者の変更登録が完了しました。

「system-mail@mc.env.go.jp」から、登録された電子メールアドレス (tourouku@mc.env.go.jp) 宛にも同様の登録証明書を送りました。
また、以前の所有者の方に所有者が変更されたことを通知するメールを送りました。

登録を受けた犬の所在地を管轄する市区町村は、狂犬病予防法の特例制度に参加しているため、登録を受けた犬が生後91日齢以上である場合には、登録された犬の
情報や所有者情報が、その市区町村に自動的に通知されます。その通知が狂犬病予防法に基づく登録の申請等とみなされるため、市区町村の窓口で狂犬病予防法
に基づく犬の登録申請を行う必要はありません。狂犬病予防法に基づく犬の登録については、犬の所在地を管轄する市区町村にお問い合わせください。

- 生後91日齢以上の犬が登録を受けた際には、生後91日齢に達した日時点の登録された犬の情報や所有者情報が通知されます。

●メールが届かない場合

迷惑メールと判断され、メールが届かない場合や迷惑メールフォルダに振り分けられている場合があります。
迷惑メールフォルダやごみ箱フォルダに「system-mail@mc.env.go.jp」からのメールが振り分けられていないか、ご確認ください。
また、登録した電子メールアドレスに入力間違いがある場合は、「お問い合わせ」から電子メールアドレス変更の手続きを行ってください。

ダウンロードした登録証明書の確認方法

1. パソコンをご利用の場合
Windowsの方は「エクスプローラー」から「Downloads」をクリックしてください。
Macの方は「Finder」から「ダウンロード」をクリックしてください。
※ 「名前をつけて保存」をした場合や、ダウンロードの保存先を設定していた場合は、設定した保存先を確認してください。

2. スマートフォンをご利用の場合
Androidの方はブラウザのメニューから「ダウンロード」をタップしてください。
iPhoneの方はホーム画面に戻った後に「ファイル」をタップしてください。

手続一覧に戻る

TOP

印刷版 ウェブアクセシビリティ 個人情報保護方針 Copyright © 2022 Japan Veterinary Medical Association. All Rights Reserved.

狂犬病予防法の特例に参加していない市区町村の場合

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく
犬と猫のマイクロチップ情報登録

マイクロチップ情報登録制度 指定登録機関について ダウンロード よくある質問 お知らせ お問い合わせ

ホーム > 犬や猫の飼い主の手続一覧 > 所有者の変更登録

所有者の変更登録

1 入力 2 確認 3 支払 4 証明書印刷 5 完了

変更登録の完了

所有者の変更登録が完了しました。

「system-mail@mc.env.go.jp」から、登録された電子メールアドレス (tourouku@mc.env.go.jp) 宛にも同様の登録証明書を送りました。
また、以前の所有者の方に所有者が変更されたことを通知するメールを送りました。

登録した犬の所在地の市区町村は狂犬病予防法の特例に参加していないため、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」への登録とは別に、狂犬病予防法に基づく犬の
登録申請が必要となります。この手続については、犬の所在地の市区町村の窓口で手続を行ってください。

- 狂犬病予防法における犬の登録については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

●メールが届かない場合

迷惑メールと判断され、メールが届かない場合や迷惑メールフォルダに振り分けられている場合があります。
迷惑メールフォルダやごみ箱フォルダに「system-mail@mc.env.go.jp」からのメールが振り分けられていないか、ご確認ください。
また、登録した電子メールアドレスに入力間違いがある場合は、「お問い合わせ」から電子メールアドレス変更の手続きを行ってください。

ダウンロードした登録証明書の確認方法

1. パソコンをご利用の場合
Windowsの方は「エクスプローラー」から「Downloads」をクリックしてください。
Macの方は「Finder」から「ダウンロード」をクリックしてください。
※ 「名前をつけて保存」をした場合や、ダウンロードの保存先を設定していた場合は、設定した保存先を確認してください。

2. スマートフォンをご利用の場合
Androidの方はブラウザのメニューから「ダウンロード」をタップしてください。
iPhoneの方はホーム画面に戻った後に「ファイル」をタップしてください。

手続一覧に戻る

TOP

印刷版 ウェブアクセシビリティ 個人情報保護方針 Copyright © 2022 Japan Veterinary Medical Association. All Rights Reserved.

(⇒ 次のページへ)

11. メールが届いているかご確認ください。

新しい所有者へ送信された「マイクロチップ情報の登録完了のご連絡」メールには登録証明書が添付されています。



元の所有者には「所有者変更のお知らせ」が届きます。



(⇒ 次のページへ)

- メールが届かない場合、迷惑メールと判断され、迷惑メール用のフォルダーに振り分けられている場合があります。迷惑メールフォルダーやごみ箱フォルダーに「system-mail@mc.env.go.jp」からのメールが振り分けられていないか、ご確認ください。
- 登録したメールアドレスに入力間違いがあった場合は、メールが届きません。その場合はお手数ですが、ホーム画面の「お問い合わせ」からメールアドレス変更のお手続きをお願いいたします。



(⇒ 次のページへ)

12. 続けて操作を行う場合

[手続一覧に戻る] をクリックします。



「犬や猫の飼い主の手続一覧」に戻ります。



操作を終了する場合

ブラウザの右上の [x] をクリックします。



「所有者の変更登録」の操作は以上となります。